



2018年
5月
187号



連合鶴岡田川

編集発行
連合山形鶴岡田川
地域協議会
鶴岡市泉町8-57
TEL 0235-25-8605
労働組合センター内

最低賃金

【最低賃金、全国平均848円、山形県739円】

最低賃金は使用者が労働者に支払う賃金の下限額で、都道府県ごと審議委員会が金額を決定している。そのため、都市部と地方での最低賃金に格差が生じ、労働力に対する対価（基本賃金）が全国で異なることを助長している。政府が進める「働き方改革」の議論において「都市と地方における賃金格差」が審議されていない。政府は地域間の賃金格差こそ直すべきであり、この格差を容認している最低賃金制度を是正する必要がある。

安倍内閣は「同一労働同一賃金」について、同じ労働に対する正規・非正規の同一企業内での不平等を主張し、労働者の分断による労働組合の弱体化を図っているにすぎない。同一労働の「地域間」における賃金格差については触れていない。

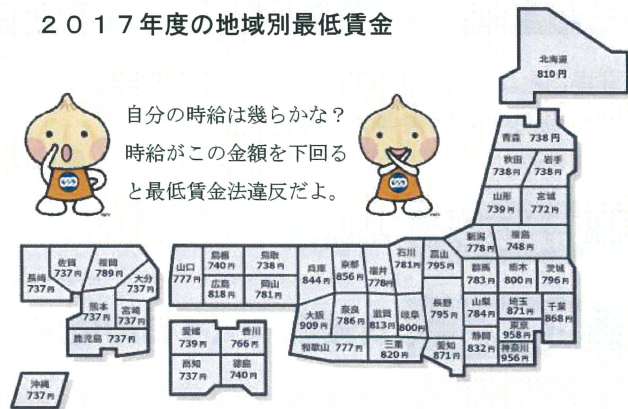
1959年に最低賃金法が制定された当初は、業者間の協定により最低賃金が設定され全ての労働者を対象とするものではなかったため、その普及状況や水準に産業間・地域間で不均衡が生じた。その後、業者間協定方式は廃止され、1976年に全都道府県に地域別最低賃金が設定され、すべての労働者に適用された。

1978年以降は、国が47都道府県をAからDまでの4ランクに区分し、生計費・平均賃金・企業の賃金支払い能力などを参考に、引き上げの目安額を決めるようになった。この手法が続く限り、A区分の引き上げ幅は高く、D区分は低くなるため、格差が広がるばかりで、最低賃金が最も高い東京都と最も低い県との差は、この10年間で109円から221円へと倍増している。

現在の最低賃金は、フルタイムで働いても月額14万円程度（全国加重平均848円×8時間×21日）、社会保険料等を差し引いた手取額は約12万円程度である。一方、生活保護基準（単身者の生活扶助と住宅扶助）は約10万円で、医療扶助が別途支給され公共料金が免除されるケースもあり、最低賃金と比べても大きく違わず、家族がいれば逆転してしまう。現在の最低賃金では、1人親世帯が子育てをしていくには不十分であり、非正規社員が雇用者の4割を超える現状を見れば、人口減・少子化問題に対するマイナス要因になっているのである。

最低賃金と同時に、全国展開する企業が各地で異なる基本賃金を支払っているが、はたして同じ仕事に従事する労働者の価値に違いがあるのだろうか。オールジャパンによる日本経済を考えると、都市と地方で同じ労働力に対する対価の違いがあることは常識的に考えられない。

2017年度の地域別最低賃金



発行は都道府県で異なります。

山形が東京に比べ暮らしやすい状況にあるのか。食料品など生活必需品はコンビニや自動販売機の価格は全国どこでも同じ金額で販売している。物によっては東京の方が安い場合があり、品揃えも豊富である。土地の価格は比べものにならないが、一般的な借家の家賃は同じ位である。山形は持ち家率が高く、固定資産税や維持費、住宅ローンは家計に大きな負担となっている。自動車保有によるローンや冬季用品購入なども馬鹿にならない。寒暖差があるため季節に合わせた衣服住が必要である。

山形が東京に比べて暮らしやすい状況にあるとは思えない。東京の最低賃金は958円、山形との格差が219円、1ヶ月35,000円も違いがある。4ブロック制を見直さなければ都市と地方の格差は拡大する一方であり、全国どこでも最低限の生活ができる金額に設定することが重要である。

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。

就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに下記計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

【連合鶴岡田川地協の取り組み】

- 6月19日 (火)
連合鶴岡田川地協 第7回幹事会 (18時00分・勤労者会館)
- 6月19日 (火)
2018メーデー総括会議 (18時45分・勤労者会館)
- 6月22日 (金)
勤労者体育祭・ボウリング (18時30分・鶴岡ヤマテボウル)
- 6月23日 (土)
勤労者体育祭・軟式野球・硬式卓球・ソフトバレーボール (8時30分・櫛引S・C)
- 7月 1日 (日) ~ 7月 2日 (月)
第2回「平和問題と政治課題を考える研修会 (参議院会館・舟山康江)
- 7月27日 (金)
2018勤労者会館サマーフェスティバル (18時00分・勤労者会館)